

第 5236 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 6月 1日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 承継円滑化法案

Q：承継円滑化法案が閣議決定されたようですが、どのような内容のものなのですか？

A：中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律と小規模企業共済法の改正が盛り込まれたものです。

【解説】

さきごろ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案（承継円滑化法案）」が閣議決定され、通常国会へ提出されました。概要は、次のとおりです。

(1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正

- ① 遺留分特例制度の対象を親族外へ拡充
対象が親族内承継に限定されている遺留分特例制度について、親族外承継の際にも適用できるよう、制度が拡充されます。
- ② 中小企業基盤整備機構（中小機構）による事業承継サポート機能の強化
中小機構が、経営者、後継者等に必要な助言等サポートが行えるようになります。

(2) 小規模企業共済の改正

- ① 小規模企業者の事業承継の円滑化
小規模企業者の事業承継の円滑化を図るため、個人事業者が親族内で事業承継した場合や65歳以上の会社役員が退任した場合の共済金が引き上げられます。
- ② 小規模企業者の経営状況に応じた掛金の柔軟化
小規模企業共済制度の利便性向上を図るため、掛金の変更が柔軟になります。

